

提案提出元

UQコミュニケーションズ株式会社

項目	意見
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>別紙1 周波数オークションの導入に関する論点（案）の各論点に関し、以下のような事項を検討するべきであると考えます。</p> <p><b>1 導入目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かなりのOECD諸国がオークションを導入している一方で、携帯電話の加入数が世界最大である中国においてはオークションが導入されていない。電波の監理の在り方はそれぞれの国情に合わせた議論が必要であり、日本の通信事情に応じた最適の制度の在り方。</li> <li>・また、各国が導入しているオークション方式にも様々な態様があることから、それら方式のメリット・デメリットの分析。</li> <li>・さらにオークション方式のメリット・デメリットに関し、理論ではなく実務に即した分析によるオークションの在り方。</li> <li>・オークションが実際に電波の有効利用につながった海外事例の分析と日本の電波利用実態との比較。</li> <li>・電波が投機の対象となり、死蔵されることのないような制度的担保の在り方。</li> <li>・今般の震災復興に努力する事業者に対して過度な負担とならないようなオークションの在り方。</li> </ul> <p><b>3 収入の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定財源化し、通信インフラの復旧対策や対災害性の強化等に使用することの是非。</li> </ul> <p><b>4 対象範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後通信と放送の融合が進むことを前提としたオークション対象範囲の在り方。</li> <li>・既存の事業者既に免許されている電波もオークションの対象とすることの是非（以下関連の検討事項）。</li> </ul>

- ・再免許においてオークション方式を導入することの是非。
- ・既存事業者が落札できなかった場合の事業継続性、ユーザの保護についての扱い、及び、落札者に事業継続させる場合の制度的仕組み。
- ・既存事業者が落札できなかった場合に結果としてインフラの二重投資となることの是非。
- ・再免許において落札されない可能性による事業継続性が不確定な制度下における設備投資促進方策。

#### 5（1）①落札額が高騰しないか

- ・オークションにおいて落札額が高騰しない制度的担保の在り方。
- ・事業者がオークションコストをどのように回収しているか海外事例の検証（オークションコストがユーザに転嫁されないことの検証）。
- ・オークションコストが技術開発投資やインフラ投資に影響がでないことの検討。加えて、それが国際競争力を低下させることがないかの検証。

#### 5（1）②公正な競争が歪められないか（特定の有力事業者による買い占め等）

- ・弱小の新規参入者やベンチャー企業等の電波確保の方策。
- ・資金力のある特定事業者がオークションによって独占状態になることの是非。
- ・オークション対象事業者とオークション非対象事業者の公平な競争環境の在り方。

#### 5（1）③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか

- ・周波数が細分化されて使用され、再編時に調整等に時間を要することの是非。

#### 5（2）①オークションの参加資格

- ・国家セキュリティの観点から、日本の通信政策にとって問題となるような反社会的勢力等による入札の是非。

- ・参加資格に事業遂行能力を設定することの是非、またその場合の事業遂行能力の判断基準、判断方法。

#### 5 (2) ④入札方法、入札状況の公表方法等

- ・海外における入札方法等の事例を調査・検討した上での、行政コストが最小となる入札方法・入札状況の公表方法等の在り方。

#### 5 (2) ⑤一定のエリアカバー率の義務付け

- ・事業開始期限、エリアカバー率等の義務付けの是非。
- ・地域分割したオークション実施の是非。
- ・クリームスキミング防止方策。

### 6 二次取引

- ・転売・投機目的で入札し、二次取引を行うことの是非。
- ・周波数を細分化しての二次取引の是非等、二次取引を認める場合における制約条件の可否と内容。

### 7 電波利用料との関係

- ・オークション対象電波における電波利用料賦課の是非。
- ・電波利用料制度自体の見直しの可否。
- ・長期的視点からのオークションと電波利用料のそれぞれにおける収入見通しの比較（総収入額、収入額の安定性・確実性等）。

### 8 免許制度との関係

- ・オークションで得られる権利・義務の内容と適用期間
- ・それらと免許・再免許制度との関係

### 9 その他

- ・オークション対象電波の利用目的等を限定することの是非、また限定する場合の判断基準、判断方法。
- ・電波の技術基準、ガードバンド等の義務付けの範囲。
- ・オークション落札後の利用目的等の変更の是非。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・電波が死蔵された場合の返却の是非、また返却させる場合の死蔵の判断基準。</li><li>・オークション事業者の電波有効利用が十分でない場合の扱い（電波の返却あるいはペナルティの是非、オークション払込額の扱い等）。</li></ul>
--	---

	番号	意見
2. 論点に対してどのように考えるか。	1	<p>「導入目的」</p> <p>我が国は現在の電波利用料制度の下で世界トップレベルの技術水準、サービス水準で電波有効利用を実現しているものと考えております。単に各国がオークション制度を導入しているという横並びの理屈だけでオークション導入を推進するのではなく、海外においてオークションの導入により我が国以上に電波の有効利用が図られた事例を明確にし、オークション導入の必要性和効果を十分に検証するべきであると考えます。</p>
	3	<p>「3 収入の使途」</p> <p>先般発生した大震災において通信インフラの脆弱性が問題となったが、国家セキュリティの観点からも、通信インフラの早期復旧・充実、さらにはより強固な通信インフラの整備が通信事業者の喫緊の課題となっていることから、通信事業者に対するオークション負担を極力軽減すると共に、オークション収入についてもこうしたインフラ建設に還元されるよう特定財源化されることが望ましいと考えます。</p>
	4①	<p>「4 対象範囲」</p> <p>新規参入事業者は周波数有効活用の観点から狭い周波数帯域から事業開始し、加入者の増加等に応じて使用周波数帯域を増加させて行くものと想定されますが、周波数帯域増加等の際にオークションによって当該周波数帯域に全く異なるシステムが導入されることにより周波数有効利用に支障が来すような場合は、オークション対象から除外することを検討するべきであると考えます。</p>

	4②	<p>「4②再免許時にオークションを行うか」</p> <p>本件がオークション制度導入前の既存事業者を対象とするものであれば、周波数継続利用が担保されないため、ユーザ保護を含む事業継続性及び新規設備投資が確保されなくなり、我が国のICTインフラの安定的な維持が出来なくなる恐れがあることから、検討の対象からは外すべきであると考えます。</p>
	5 (1) ②	<p>「5(1)②公正な競争が歪められないか(特定の有力事業者による買い占め等)」</p> <p>新規参入予定事業者や弊社のようなまだ事業立ち上げ途上の経営規模の小さい事業者にとってはオークション負担額に限界があることから、オークションが導入された場合は既存大手事業者が絶対的に有利にあり、小規模事業者の事業継続が困難になることも想定されます。ついては、1事業者あたりの保有周波数帯域に上限を設ける等小規模事業者に配慮した制度設計をするべきであると考えます。</p> <p>また、資金力のある特定事業者による独占状態にならないような配慮も必要であると考えます。</p>
	5 (1) ③	<p>「5(1)③将来的な周波数の迅速な再編に支障を来さないか。」</p> <p>我が国の電波利用を促進し、国際競争力を保持する観点から、政策的かつ弾力的な周波数再編が可能となるようなオークション制度設計がなされるべきであると考えます。</p>

	5 (2) ①	<p>「5 (2) ①オークション参加資格」</p> <p>オークションによる電波取得が投機的な資金の受け皿となり、結果として電波が死蔵されることがないようにオークション参加資格者は当該電波を利用して事業遂行を行う能力を持つ者に限られるべきであり、その事業遂行については一定の義務を課すべきであると考えます。</p> <p>また、これに関連して、「6 二次取引」については投機的な電波取得や、将来の周波数再編や周波数有効利用を妨げる周波数を細分化しての販売を回避する仕組みの導入が必要であると考えます。</p>
	5 (2) ⑤	<p>「5 (2) ⑤一定のエリアカバー率の義務付け」</p> <p>周波数の有効利用の観点及びクリームスキミング防止の観点から全国エリアカバー及び一定のカバー率を義務付けるべきであると考えます。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供 など)</p>		